

九十九里浜侵食対策検討会議要綱

(名称)

第1条 本会の名称は、「九十九里浜侵食対策検討会議（以下「検討会議」という。）」とする。

(目的)

第2条 検討会議は、九十九里浜を対象に海岸保全施設の整備に関する事項を定める九十九里浜侵食対策計画について必要な指導・助言を行うことを目的とする。

なお、検討会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(組織)

第3条

- (1) 委員の構成は別表1のとおりとし、委員は知事が依頼するものとする。
- (2) 座長及び副座長は知事が指名するものとする。
- (3) 座長は検討会議を代表し、会議事務を総括する。
- (4) 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理するものとする。
- (5) 検討会議は、知事が招集する。
- (6) 検討会議の下部組織として、侵食対策に関する技術的な検討を行うことを目的とする九十九里浜侵食対策技術部会（以下「技術部会」という。）を設置する。技術部会の規約は別に定めるものとする。

(公開)

第4条

- (1) 検討会議、会議資料、議事内容については、原則公開とする。
- (2) 検討会議の事務局は、公開する情報について関係住民等が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事務局)

第5条 検討会議の事務局は、千葉県県土整備部河川整備課、海匠土木事務所、山武土木事務所、長生土木事務所に置く。

(検討会議設置期間)

第6条 検討会議の設置期間は、平成31年5月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年12月15日から施行する。

この規約は、平成30年12月15日から施行する。

別表 1

委員の構成及び定数

構成	定数
1 学識経験者	6名以内
2 海岸利用者	6名以内
3 沿岸市町村長	9名

九十九里浜侵食対策検討会議要綱 新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="421 268 904 300">九十九里浜侵食対策検討会議要綱</p> <p data-bbox="257 363 349 395">(名称)</p> <p data-bbox="237 411 1041 496">第1条 本会の名称は、「九十九里浜侵食対策検討会議 (以下「検討会議」という。)」とする。</p> <p data-bbox="257 555 349 587">(目的)</p> <p data-bbox="237 603 1088 831">第2条 検討会議は、九十九里浜を対象に海岸保全施設の整備に関する事項を定める九十九里浜侵食対策計画について必要な指導・助言を行うことを目的とする。 なお、検討会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。</p> <p data-bbox="257 890 349 922">(組織)</p> <p data-bbox="237 938 338 970">第3条</p> <p data-bbox="257 986 1070 1407">(1) 委員の構成は別表1のとおりとし、委員は知事が依頼するものとする。 (2) 座長及び副座長は知事が指名するものとする。 (3) 座長は検討会議を代表し、会議事務を総括する。 (4) 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理するものとする。 (5) 検討会議は、知事が招集する。 (6) 検討会議の下部組織として、侵食対策に関する技術的な検討を行うことを目的とする九十九里浜侵食対策技</p>	<p data-bbox="1294 268 1778 300">九十九里浜侵食対策検討会議要綱</p> <p data-bbox="1128 363 1220 395">(名称)</p> <p data-bbox="1108 411 1912 496">第1条 本会の名称は、「九十九里浜侵食対策検討会議 (以下「検討会議」という。)」とする。</p> <p data-bbox="1128 555 1220 587">(目的)</p> <p data-bbox="1108 603 1960 831">第2条 検討会議は、九十九里浜を対象に海岸保全施設の整備に関する事項を定める九十九里浜侵食対策計画について必要な指導・助言を行うことを目的とする。 なお、検討会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。</p> <p data-bbox="1128 890 1220 922">(組織)</p> <p data-bbox="1108 938 1209 970">第3条</p> <p data-bbox="1128 986 1937 1407">(1) 委員の構成は別表1のとおりとし、委員は知事が依頼するものとする。 (2) 座長及び副座長は知事が指名するものとする。 (3) 座長は検討会議を代表し、会議事務を総括する。 (4) 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理するものとする。 (5) 検討会議は、知事が招集する。 (6) 検討会議の下部組織として、侵食対策に関する技術的な検討を行うことを目的とする九十九里浜侵食対策技</p>

九十九里浜侵食対策検討会議要綱 新旧対照表

術部会（以下「技術部会」という。）を設置する。技術部会の規約は別に定めるものとする。

（公開）

第4条

- （1）検討会議、会議資料、議事内容については、原則公開とする。
- （2）検討会議の事務局は、公開する情報について関係住民等が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事務局）

第5条 検討会議の事務局は、千葉県県土整備部河川整備課、海匠土木事務所、山武土木事務所、長生土木事務所に置く。

（検討会議設置期間）

第6条 検討会議の設置期間は、設置後2年以内を原則とする。ただし、知事が必要と認める場合は、延長することが出来るものとする。

（付則）

この規約は平成28年12月15日から施行する。

術部会（以下「技術部会」という。）を設置する。技術部会の規約は別に定めるものとする。

（公開）

第4条

- （1）検討会議、会議資料、議事内容については、原則公開とする。
- （2）検討会議の事務局は、公開する情報について関係住民等が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事務局）

第5条 検討会議の事務局は、千葉県県土整備部河川整備課、海匠土木事務所、山武土木事務所、長生土木事務所に置く。

（検討会議設置期間）

第6条 検討会議の設置期間は、平成31年5月31日までとする。

（付則）

この規約は平成28年12月15日から施行する。
この規約は平成30年12月15日から施行する。

九十九里浜侵食対策検討会議要綱 新旧対照表

別表 1

委員の構成及び定数

構成	定数
1 学識経験者	6名以内
2 海岸利用者	6名以内
3 沿岸市町村長	9名

別表 1

委員の構成及び定数

区 分	人 数
1 学識経験者	6名以内
2 海岸利用者	6名以内
3 沿岸市町村長	9名